

平成17年 (2005年) 6月7日発行

●問い合わせ		
ゴミの収集について	環境処理センター	☎ 22-2155
粗大ゴミ収集受付 (9時～12時、13時～16時)	生活環境部総務課	☎ 22-2166
環境衛生について	生活環境部総務課	☎ 38-2050
環境保全について	生活環境部総務課	☎ 38-2051
ごみの焼却・処分・持込	環境処理センター	☎ 32-5391
リサイクル・パイプラインについて	環境処理センター	☎ 32-5391

「紙資源」の分別収集で、千六百八十八トン資源化できました

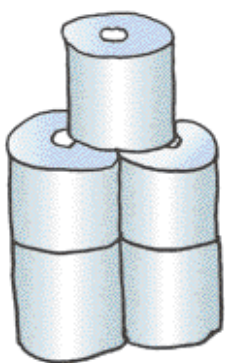
昨年四月一日から、家庭ごみを「燃やすごみ」「紙資源等」「燃やさないごみ」に分別して収集する方法を導入し、「紙資源」については、「段ボール」「雑誌・チラシ等」「新聞」「紙パック」に分別収集していますが、市民のみなさんの協力により、収集量は当初から月百トンを上回り、順次増加しています。ご協力ありがとうございました。

「資源ごみ集団回収制度」と「紙資源の行政回収」は両立

昨年四月から、市内を月曜日・木曜日の地区と火曜日・金曜日の地区に分けて、「燃やすごみ」を週二回収するのと同じに、水曜日に「紙資源」を回収することを開始しました。

昭和五十六年から各団体で行われていた「資源ごみ集団回収」から行政の「紙資源」回収に流れるのではないかと懸念もありましたが、各団体からの案内と市の「家庭ごみハンドブック」とで啓発したこともあって、平成十六年度「資源ごみ集団回収制度」による収集量は前年を上回っております。

これまで「燃やすごみ」として、焼却されてきたものが、市民のみなさんの協力により、千六百八十八トン資源化できました。これはトイレットペーパーに換算すると五千六百二十六個に相当します。すべて焼却した場合に二酸化炭素が増えるのを防ぎ、資源として再利用することによって、地球環境の保全に大いに役立っています。



分別収集について「燃やさないごみ」の「カン」や「紙資源等」の「雑誌・チラシ等」、「新聞」「ペットボトル」の回収回数を増やして欲しいという要望がありました。当面は現在の収集体制の定着を図り、ごみの収集状況をみながら引き続き検討してまいります。

寄せられました「粗大ごみ」等の質問にお答えします

●質問 「粗大ごみ」と「その他燃やさないごみ」の区別は？

○答え 目安は、粗大ごみの内、破砕処理を要するものは、いずれかの辺がおおむね三〇cmを超えるものをいいます。縦・横・高さがいずれも三〇cm以下であれば「その他燃やさないごみ」で出してください。

●質問 電話機やFAXは「粗大ごみ」ですか？

○答え 縦・横・高さのいずれもが三〇cm未満の時は、「その他燃やさないごみ」に出してください。

●質問 ヘルスメーターは「粗大ごみ」とありますが、我が家のものはとても小型なのですが…

○答え 縦・横・高さのいずれもが三〇cm未満であれば、「その他燃やさないごみ」で収集します。

問い合わせ
環境処理センター ☎22155

●質問 ふとんと毛布はまとめて出せますか？

○答え 共に「粗大ごみ」ですが、ふとんと毛布はまとめて出せます。三枚まで三百円です。申し込んだ後、ひも等無しで、粗大ごみ処理券(シール)を貼って出してください。



●質問 金庫は「粗大ごみ」ですか？

○答え 市では卓上型は「粗大ごみ」として収集しますが、それ以上の大きいものは収集できません。取扱店へ依頼してください。有料になります。

●質問 「可燃ごみ」を何故「燃やすごみ」としたのですか？

○答え 「可燃ごみ」のうち、「紙資源」を分別しましたので、残ったものは「燃やすごみ」としました。これに対応して「不燃ごみ」を「燃やさないごみ」と定めました。

FAXによる仮受付について

FAX番号：32-6247
①出される方の住所・氏名、②連絡の取れる電話番号、③出したい粗大ごみの品目、④月曜日から金曜日の中で出したい日、をFAXに記入してください。予約状況を見て受付から確認の連絡をします。収集日が指定されているマンションは、あらかじめお問い合わせください。

不法投棄を監視する取り組み

芦屋市は他市に比べて不法投棄が少ないですが、それでも悪質な不法投棄も見られます。市では警察・郵便局・市民等にも協力いただきながら、収集担当課に調査班を設けて、原因者を捜しています。

現在最も悪質な不法投棄です。袋のなかに「野菜、麺類、ごはん等」が入っています。



粗大ごみ等が不法投棄されました。市外に転出した人と思われる、調査して引きとるよう働きかけます。

